

千葉県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則の概要

1 改正理由

最近におけるクロスボウを使用した犯罪の実情等に鑑み、これによる危害の発生を防止するため、許可を受けた者が所持する場合等を除いて、その所持を禁止するとともに、その所持許可の要件及び当該所持許可を受けた者の義務等を定める銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（以下「法」という。）が令和3年6月16日に公布され、令和4年3月15日に施行されることとなった。これを受け、本県では、法の施行に関し必要な事項について、千葉県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和56年千葉県公安委員会規則第4号）を定めていることから、所要の改正を行うもの

2 改正の内容

- ・クロスボウの所持に関して公安委員会が行う講習会の開催、通知や書類の交付をするときの手続やクロスボウ射撃指導員として必要な知識の有無の認定などについて、既存の獣銃等に係る規定に準じて追加する。
- ・その他所要の規定の整備をする。

3 施行日

令和4年3月15日